



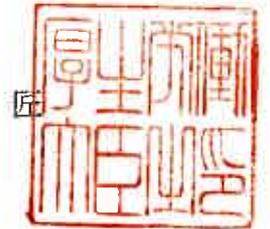
厚生労働省発基安0319第1号

平成31年3月19日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 健康管理手帳の交付の対象となる業務に、オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加すること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事していた者に係る労働安全衛生法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件を、当該業務に五年以上従事した経験を有すること等とすること。

二 様式について、所要の規定の整備を行うこと。

### 第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。